

令和8年8月25日

農林水産省

CPTPPに基づく関税割当対象品目の再割当受付情報

(令和8年9月1日～令和9年3月12日申請受付分)

標記の件に関し、数量等は以下のとおり。

注:

(1) TWQ-JP9については、8月25日現在、割当可能な数量(再割当枠)はありませんが、他品目と同様に割当て希望数量を申請することができます。

(2) 8月25日以降に返還される数量については、順次、再割当枠に算入し、9月1日からの申請順に審査の上、割当てを行います。

(3) 9月1日から翌年3月12日までの間に行われた申請については、審査・割当てを受けるまで有効です。

(4) 割当てを希望する者は、申請期間内であれば、いつでも申請可能です。

(単位:トン、小数点以下四捨五入表示)

公表 番号	品目名	受付の有無	第2回割当て以降 に返還された数量	再割当枠
TWQ-JP9	バター(※)	受付あり	0	—
TWQ-JP10	脱脂粉乳(※)	受付あり	5,184	18,195
TWQ-JP11	粉乳及びバターミルクパウダー(※)	受付あり	0	2,059

注) ※は、全乳換算数量による割当品目

【お問合せ先】

・公表番号TWQ-JP9、10及び11:

畜産局牛乳乳製品課

代表:03-3502-8111(内線)4930

ダイヤルイン:03-6744-2127

・全体:

輸出・国際局国際経済課

代表:03-3502-8111(内線)3469

ダイヤルイン:03-6744-7165